

一般家庭に「住宅用火災警報器」義務化されました

消防法、茨城町火災予防条例の改正に伴い、平成23年6月1日から一般住宅などへの住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

なぜ義務化されたのか

建物火災による死者数の約9割は、住宅で発生しています。

住宅火災による死者数は全国で年間1,000人を超えている。

住宅火災により死に至った原因の約7割が「逃げ遅れ」です。

住宅用火災警報器の購入

町内の電器店、ガス販売所などでも販売しています。

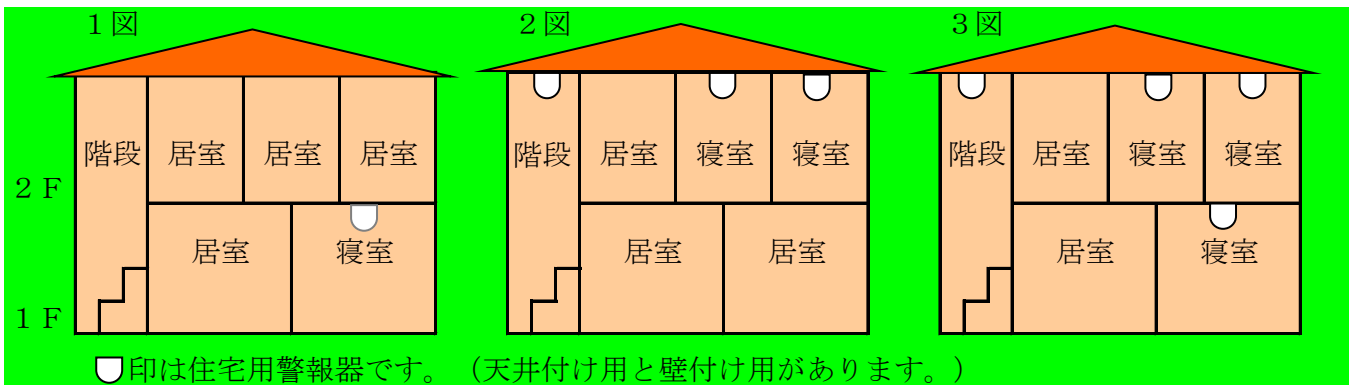
日本消防検定協会の合格製品には、**NSマーク**が付いています。



取り付け方法

ネジで固定するだけですので、自分で簡単に取り付けられます。

取り付ける場所は寝室と階段の上部です。下の絵を参考にしてください。



○印は住宅用火災警報器です。（天井付け用と壁付け用があります。）

1図 寝室が1階だけの場合は、1階の寝室のみの設置です。

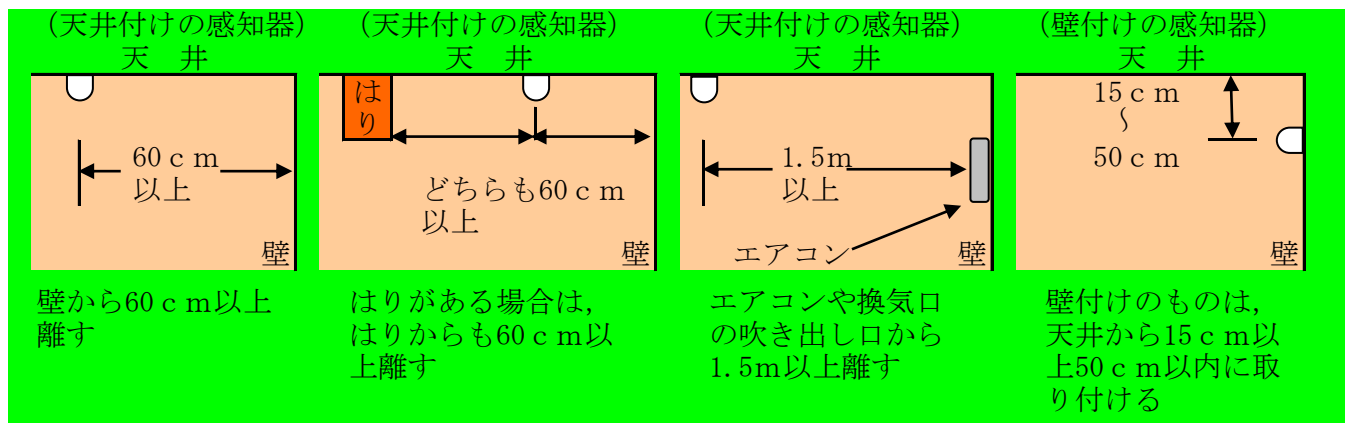
2図 寝室が2階だけの場合は、2階の寝室と階段上部の設置です。

3図 寝室が1階と2階にある場合は、1階と2階の寝室そして階段上部に設置です。

その他・7㎡以上(4畳半程度)の居室が5以上ある場合は、**寝室が無くても廊下に必要**です。

・3階以上の住宅は消防本部まで問い合わせください。

取り付ける位置



問い合わせ

詳しくは茨城町消防本部予防課までお問い合わせください。

電話 292-15

15